

# 神戸学院法学

第 29 卷 第 3 号

論 説

性同一性障害とヨーロッパ人権裁判所

大島 俊 之 ( 1 )

離婚後の子の扶養料の変更

——カナダのコモン・ロー諸州について——

村 井 衡 平 ( 一 )

研究ノート

セントルシア民法典

——ケベック旧民法典を継受したカリブの小島の民法典——

大 島 俊 之 ( 三 )

民事判例研究

災害により居住用賃借家屋が滅失して賃貸借契約が

終了した場合におけるいわゆる敷引の可否

増 成 牧 ( 五 )

資 料

イタリアの性別表記訂正法……………大島 俊 之 ( 181 )

1999年11月